

環境社会配慮助言委員会

第 6 回 全体会合

日時 平成22年11月 5 日（金） 15：34～17：51

場所 J I C A本部 229会議室

（独）国際協力機構

午後 3時34分開会

○村山委員長 それでは、第6回になりますが、全体会合を始めさせていただきます。

きょうは、最初に11月以降のワーキンググループの会合の概要説明があります。次第をごらんいただくと、一つ斜線が入っていますが、バングラデシュのほうは報告があるということです。なので、このあたりのご説明をお願いいたします。

○河添課長 ワーキンググループの割り当てとなります。案件概要説明と書いてありますけれども、実際にはバングラデシュダッカ都市交通の案件については、ドラフトファイナルレポートの報告をさせていただきたいということで、12月27日、これには火曜日と書いてありますが、月曜日ですので、修正していただければと思います。12月27日にこのワーキンググループを開催させていただきたいということでお願い申し上げる次第です。以前に確定した助言文書が皆様のお手元にあるかと思います。これは、8月20日にワーキンググループを行ったものです。そのときに検討していただいた委員の方に、可能であれば、ドラフト・ファイナルの段階でどのように助言が反映されてきているかということでご確認いただく会にもなりますので、12月27日の会合にもご参加いただければと思う次第です。スコーピング案の助言の内容としては、1ページから5ページまでである内容が確定されておりますので、事業担当部のほうはこの助言に基づきドラフトファイナルレポートをまとめているところですので、その報告をさせていただきます。

ここで一たん委員長のほうにマイクを返します。

○村山委員長 この案件については、ワーキンググループの会合日が設定されているのですが、きょうご出席の委員の中でこの日にご参加いただけるという方は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○柳委員 この案件には私も入っていたと思いますが、名前が抜けていますね。

○河添課長 名前が載っていない。すみません。

○村山委員長 ありがとうございます。もともとワーキンググループのメンバーが割と多いので、これぐらいいらっしゃれば大丈夫ですね。私も参加できますので。

○山本委員 私が2つ載っているから、間違えたんですよ、後ろのほうは。

○村山委員長 そうですね。山本委員が2つ入っていますね。どちらかが柳委員です。

では、ご欠席やまだいらっしゃっていない委員の方にもご確認いただいて、この機に開催ということをお願いしたいと思います。この件、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、第1議題はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。

次が第3ということで、ワーキンググループ会合報告および助言文書確定ということになっていますが、資料は今配られていますか。

○河添課長 はい。

○村山委員長 きょうは1件ありまして、スリランカのモラガハカンダ開発事業の環境レビューに対する助言案の報告となっています。今お手元に資料が配られていると思いますが、この案件については松下委員に主査をお願いしていますので、松下委員からご報告をお願いいたします。

○松下委員 今お手元に資料を配っていただいています。この案件につきましては、第1回ワーキンググループ会合を10月18日に開催いたしました。このときは、案件に関する説明と、それから質問に対する回答という形でほぼ時間を費やして終了いたしました。それで、追加の助言案を検討する会合が必要だということで、11月2日に第2回のワーキンググループ会合を開催いたしました。この回では、追加的な質問とコメントに対する回答を検討いたしまして、その上で助言案を検討いたしました。「助言」と書いてある部分が現在の助言案ですが、11月2日に第2回ワーキンググループ会合をした後に、メール上でワーキンググループとして助言案の確定作業をいたしましたが、時間的に最終的な確認をすることができませんでしたので、ワーキンググループとしての助言案の確定は次回の全体会合までにしたいと考えております。したがって、正式の助言案は次回の委員会の全体会合で報告したいと思いますが、簡単に現在出されている助言案の内容について紹介いたします。

一番大きな論点としては、第1の本案件のガイドライン適合性について議論がございました。この案件につきましては、一部の委員から、多くの固有種・希少種が生息している地域の大規模な水没を伴うため、JICA環境社会配慮ガイドラインに抵触し（別紙1参照）、アプレイザルを行うべきではないという見解が表明されております。これにかんがみ、JICAは、本案件に関する意思決定に先立ち、助言委員会の全体会議において本件のガイドラインの適合性についての見解を明らかにすること、このような助言案を現在考えております。

それから、第2以降は環境レビューの上で確認されるべき事項を列記しておりまして、協力準備調査の情報公開、妥当性について、生態系について、環境社会的費用便益について、魚類の生態系について、ステークホルダー協議に関して、モニタリングに関して、象の回廊について、塩害について、生計について、累積的影響について、水力発電コンポーネントの影響について、気候変動などが与える影響について、水漏れのリスクについて、EIAの承認及び現地

の公開について、全部で24項目について確認すべきことを提案しております。

以上が現在までの検討状況の報告でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

今ご説明いただいたとおり、既にワーキンググループとしては2回開いていただいて、議論していただいておりますが、2回目のワーキンググループは今週の月曜日ということで、かなり時間的に間がないということもあって、きょう確定はできないということです。次回、12月ということになりますが、その場で確定という形にしたいということになります。

○松下委員 それで、満田委員から別紙で、先ほどの第1の案の適合性に関する意見についての資料が添付されていますので、これについて満田委員からちょっと説明をお願いします。

○村山委員長 では、満田委員、この内容をご紹介ください。

○満田委員 別紙という形でペーパーを出させていただいておりますが、正しくは現段階では別紙ではなくて、別紙を希望している福田委員と私が作成したペーパーだということでご理解ください。

これは、議論をわかりやすくするために作成していただいたものなのですが、この助言案の第1の(1)の「一部の委員から……見解が表明された」というところにかかる別紙でございます。ポイントといたしましては、本事業がJICAのガイドラインの「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」としているところに抵触するのではないかといった趣旨のことをより詳しく説明したものです。

もう一つのポイントとしては、やはり同じプロジェクトに求められる環境配慮として、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない、いわゆる保護地域に影響を与えるものであってはならないとしているガイドラインの当該規定に抵触するのではないかとということを指摘したものです。

それで、この件に関しては、コメントを提出させた後ワーキンググループで議論になったわけなんですけど、JICAさんのお答えとしては、本事業については、象の回廊の設置あるいは希少な魚類あるいはカニ類などの移植とか植物の移植なども計画されていて、緩和策については、IUCNなどの参与も得て十分な緩和先がとられているということで反論されているわけなんですけど、とはいうものの、このガイドラインの規定を考えたときに、世銀あるいはIFCのパフォーマンス・スタンダードなどの定義を見るに、やはり3,000ヘクタールの水没というのは、緩和策がとられていたとしても、それはいわゆる重大な著しい転換に該当するといったことを説明しております。

それからまた、JICAのガイドラインについては、例えば十分な緩和策がとられれば例外とするといった例外規定が特に設けられておらず、確かにその事業の代償措置というのはガイドラインの中で一般的に求められているのですが、特にこの重大な生息地の転換を禁止した条項の中にはそのような例外は設けられていないということを説明したものです。

福田委員のほうから補足があったら、お願いいたします。

○松下委員 今、満田委員から正確な紹介をしていただきましたが、実はこのメモ自体はけさ満田委員からワーキンググループメンバーに送られてまいりまして、ワーキンググループメンバーとしてはまだ確認しておりません。そういった意味でまだ現時点では福田委員と満田委員のメモということでございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、一通り資料のご説明はいただいたので、きょうは確定ということではありませんが、補足的なご意見、コメント、まずはワーキングのメンバーの方から何か追加でお話があれば、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○松下委員 細かいところですが、お配りいただいた助言案の2ページ目で、第2回ワーキンググループ会合のオブザーバー参加者の中で、FoE Japan、柳井氏と書いてありますが、このイという字が井戸の「井」ですね。

○満田委員 井戸の「井」です。

○松下委員 これでいいですか。これが正しいですか。

○満田委員 はい。「柳」という字に井戸の「井」なので、漢字が違っております。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

○平山委員 2回目の会合に出られなかったのですが、私が一番気になっておりましたのは、B案に決めるに当たってどのようなEIAが行われているかということです。この助言案に入っているのは、ゼロオプションを除くと3案だと思うんですが、A案とB案とそれから小規模分散型のダムをつくるという3案が出ていると思うんですが、この3案の中からB案を選ぶに当たってEIAとしてどのような議論が行われこの結論が出されているのかという点を1回目のワーキンググループのときにお聞きしたのですが、その時の回答ではA案、B案というレベルでのEIAというのは実施されているとは言えないのではないかという感じを受けておまして、その点がどのように解決されているのか、これが一番気になっております。進展等あれば教えていただきたいと思います。

○村山委員長 3つの代替案に対するEIAがどの程度行われているかということですが、月

曜日の会合では、そのあたり、少し何か議論があったような気もしますが、いかがでしょうか。
どなたか。原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 1点だけ事実を申し上げると、A案、B案、C案ですけれども、C案は、実は私どものコメントに対してつくっていただいたデータですから、当初の調査作業の中には一切考慮されてはいなかったということが事実関係として一つ申し上げます。

○松下委員 そうですね。第2回ワーキンググループ会合で、参考比較としてC案で小規模溜池分散型オプションについても資料を提出されて、追加的な説明をされて、それで第2回のワーキンググループの出席メンバーとしては一応内容的には了解したと私は理解していますが、よろしいでしょうか。

○村山委員長 今の点はよろしいでしょうか。

本来であれば、ワーキンググループの内容をまとめた議事録が出てきて、それを欠席された委員の方に確認していただいた後でまとめていただくほうがいいですね。ちょっと時間がかかりますが、全体会合まで1カ月あるので、そのようなプロセスがとられたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○河添課長 議事録については、2週間程度でまとまると思いますし、第2回のワーキンググループのときもとってありますので、それをお配りすることはできると思います。

確認させていただきたいのは、ワーキンググループの委員は、このペーパーの中にある松下委員と原嶋委員と石田委員と満田委員と福田委員。あと平山先生も第1回目は入っていらっしゃるから、平山先生も入るわけですね、ワーキンググループには。そういうことですね。

○村山委員長 二宮委員も1回目は参加されています。

○河添課長 そうですね。すみません。抜けているところがある。

○村山委員長 最初のページをごらんいただくと、書いてあります。

○河添課長 そうですね。そういう意味では、全部トータルで出席された方がワーキンググループの委員ということでよろしいですね、こういう場合は。

○村山委員長 どちらかに参加されている方という意味ですか。

○河添課長 いや、本件は1回目と2回目に分かれていて、2回目だけに出席されている方、あるいは1回目に出席されて2回目は出席されていない方ということで、念のため。

○村山委員長 すみません。2回目だけという方は多分いらっしゃらない……。

○河添課長 福田委員が……。

○村山委員長 福田委員がいらっしゃいますね。すみません。

○松下委員 経過をもう一回整理しますと、1回目のワーキンググループをやりましたが、そこでは十分な議論ができなかったので、2回目を設定していただいた。その際に、田中副委員長からもご指摘がありましたが、この問題は非常に重要な課題であるので、関心のある人で第2回目に参加したい人はしていただきたいということで、第2回目の出席を追加的に聞いたところ、福田委員を含めて参加していただいたということだと思います。福田委員は最初からコメントは持っておられたということですが。

○村山委員長 今ご説明いただいたような経過ですが、第1回目だけご出席の委員でも、助言案としてコメントを出されていたと思いますので。

○松下委員 第1回目に出席されて、引き続き第2回は出席できないけれどもということで、コメントをいただいております。

○村山委員長 そういう意味では、どちらかに出席いただいた委員にはワーキンググループとして入っていただいているという理解でいいのではないかと思います。

○河添課長 そうですね。そういう理解で助言をいただいているということによろしいですね。わかりました。念のための確認でございます。

○田中副委員長 裏面の2ページにオブザーバー参加で村山委員長の名前が入っているんです。ちょっと私は違和感を感じたのですが、村山先生は当日はオブザーバー席に座られたということですか、あるいは委員席に入られたんでしょうか。

○村山委員長 オブザーバー席ではなくて、名前がありましたので、委員の席に座らせていただきました。ただ、位置づけとしてはオブザーバーで、謝金は要りませんということで参加させていただきました。ですから、意見はほとんど言わなかったですし、どんな経過で進んでいるかというのを拝見していたということです。

○田中副委員長 私がたしか全体会で、今、松下座長からお話がありましたように、これは重要な案件なので、1回目は出られなかった委員でも、途中参加というか、そのかわりキャッチアップしていただいて、資料を読み込んでいただいた上で参加して、2回目にご出席いただいて、また多面的な角度からご意見をいただくのがいいのではないかとということをたしか申し上げて、そこで福田委員なども入られたと思うんですが、そういう点でいけば、今のお話は、村山委員長はご自身の意思で一応オブザーバーの位置づけでいいですということだったようですが、基本的には委員が参加して意見を申し上げるのであれば、オブザーバー参加ではなくて、委員参加で構わないのではないかと。むしろそうしたほうが、委員がこの答申案、助言案の作成に責任を持っているという意味では、よろしいのではないかと思います。つまり、本人がご

希望すればともかくとして、2回目あるいは1回目だけに参加された委員でもきちんとしたワーキンググループメンバーとして名前を記載してよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○村山委員長 今のような形で結構だと思います。たしか福田委員は、1回目のワーキンググループの前にもう既にコメントを出されていたので、そういう意味では実質的に参加されていたと思っておりますけれども、私はほかの案件でもワーキンググループのメンバーで、こちらまで十分に読み込めるかどうかという点もありましたので、今回はオブザーバーという形にさせていただきました。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 協力準備調査後にいろいろなことを、環境レビューの段階で確認すべきこととしていろいろワーキンググループでも挙げさせていただいているのですが、この段階で、例えば非常に影響が大きい、望ましくない点が本質的なところとか、枝葉ではなくて結構太い枝のところで見つかった場合には、JICAのほうでは、デザインを変更するとか、プランニングそのものをもう一度、ある部分は本質的に見直すということは可能なのでしょうか。それがちょっと気になっているものですから、その点をちょっと教えていただけますでしょうか。

○河添課長 根幹的なお話だと思いますけれども、環境社会配慮ガイドラインにのっとって事業をやっていくということで、その精神にのっとって案件もデザインしていくということであると思います。今お話のありましたその根幹的な事項というのがどういうところにあるかというのも一つありますけれども、あと石田委員からご指摘いただいているのは貴重種、特に魚類の移植が実際に行われたときに、例えば別の水系に移すときにいかなる措置がとれるか、あるいは、それが十分妥当なのかというところを調べるべきであるということだと思いますけれども、そういうことを確認した上で可能な措置をとる。難しいのであれば、それは何らかの別の代替案を考えると、デザインを考えるということになっていくと思います。

○石田委員 ありがとうございます。なぜそういうことを聞いたかという、自然保護全体というところからなるので、特に私は今回のことは魚類を中心としたことに絞っているのですが、もちろん両生類も爬虫類もいるわけですので、それを移植するということになると、果たしてどの程度の成功率でできるのかなど。しかも途上国ですから、その後のモニタリングも結構予算がかかって大変だろうと思いますし、それと、何度か委員会で申し上げましたけれども、そもそもこの10スピーシーズというか、10種類を選んだ決定プロセスというのが、EIA報告書でも、それからもう一つのバイオダイバシティのIUCNの報告書でも見られなくて、結

果しか書かれていないんです。ということは、多分専門家が専門家の知識を生かして選んだのだと思うんです。ただ、漁業関係もここで全部条件から消えていますけれども、ひょっとしたら選ばれた２スピーシーズ以外に漁業で重要な種類が、例えばダムでせきとめられるとか、あるかもしれないという懸念はいまだに残っております。余り細かいことなので、もう助言から落としていますけれども。ということで、いろいろな人が絡んで、だれが決定するというプロセスまで入ると、ひょっとしたらもう一度ある部分についてはきちんと話し合って、その結果、私はダムに関しては全く素人なので、わかりませんが、ダムの場所をどうするかとか、やはり大規模はできないから、多少ほかのところに影響が及ぶのであっても、みんなが納得するのであれば、小規模でいこうとかという話にもなり得るのかなと思ったものですから、そういう意味でいわゆる根幹に戻るというか、例えば５億トンを配給するという目的そのものを崩すところまで戻るのかということをお聞きしたかったんです。事業アセスだったら無理でしょうけれども、これは多分、戦略アセスではないにしても、計画アセスの段階だと理解していますので、だったら戻るはずではないかなと思ったんです。もし環境レベルが事業アセスだというのだったら、それはもう事業の、例えばどこにダムをつくるかとか、どの程度の規模にするか、どういう工法にするかというだけの話だと思いますので、それはそれで段階が違ってくるかなと思ったので。すみません、ちょっと私も混乱しているものですから。だから、そういう意味で、今お話を聞かせていただいて、お答えいただいて理解できました。ありがとうございます。

○村山委員長 原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 ちょっと重要な点を確認したいんですけれども、今、松下先生が冒頭にご紹介いただきましたこの事業のガイドラインとの整合性の問題については、ワーキンググループで問題提起があって、これは非常に大きな問題で、ワーキンググループのメンバーだけで判断すべきではなくて、JICAの側のガイドラインの解釈なりを明示していただいて、この全体会合の中で皆さんのご意見を確認しながら解釈を整えていこうということで伺っております。

この重要な点について、ある意味では一方当事者からは主張が非常に明示的に出ているんですけれども、ガイドラインそのものを策定されたJICAないしJICAの審査部側の見解というのは、きょうは見ている限りないんですけれども、これはいつ出されて、そこがある程度コンセンサスないし理解ができないと前には進みにくいんだろうと思いますし、この解釈は恐らくこれからのいろいろな事業にも影響してくると思います。その辺のスケジュールはどのようにお考えなのでしょうか。

○河添課長 極めて重要なことだと思っておりますので、これはもちろんご説明させていただくつもりでございます。ただ、きょうの時点では、案として出てきているところでもあり、あと、満田さんからのペーパーも、きょうの朝私も知りましたので、この場でお答えするのは難しいかなと思いましたので、ここではすみません、控えさせていただきます。2月6日の全体会合のときにはご説明させていただこうと思います。もちろん、私どもも、もしガイドライン違反のようなことがあったら、これはJICAのコンプライアンスにかかわることでございますので、重要なことだと思っております。しかるべく説明はさせていただきます。

その一方でなんですけれども、恐らくこれは解釈も含まれるところです。一方で、これはコンプライアンス違反ではないかとおっしゃる方もいて、あるいはその一方で、我々はきちんと説明させていただくつもりではございますけれども、コンプライアンス違反ではないという立場もあり、委員の中でもいろいろな考えをお持ちの方がいらっしゃると思うんです。それで意見が割れたとき、どのように考えればよろしいのかというところもあるんですけれども、その場合の進め方についてはいかがいたしましょうか。その可能性もあるかと思うんですけれども。

○村山委員長 まだ助言の内容は確定していないので、では確定する段になってどの程度意見のばらつきがあるかということにもよりますが、一般論として、もしきょう議論ができるのであれば、したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。何かご意見があれば。

○福田委員 この助言の第1の文章の案をたしか述べたのは私だったのかなと思うんですが、この助言の内容自体は、確定する前にどのような変更がなされるかわかりませんが、現状で提案されているのは、一部の委員にこのような意見がありましたと。なので、JICAとしてはそれをどのように考えるのか見解を説明してくださいというところにとどまっていて、必ずしも要するに助言委員全体としてガイドライン違反ですということを申し上げているということではないとご理解いただければいいのかなというのが、今のところのお答えです。したがって、ここでそのようなガイドラインをどのように読んだらいいのだろうか、あるいはこのプロジェクトがガイドラインに適合しているのだろうかという議論は大いになされてしかるべしとは思いますが、では次回の委員会ですべての委員がどちらかの意見で統一できるのかどうかというところを心配されるのは、少なくとも現在の文言を前提にする限りは、杞憂であるのかなと私としては思っています。ただ、それが、今からワーキンググループで改めてこの文言をもんだときにどういう意味なのかというのは読めないところなので、もしワーキンググループとしてガイドライン違反だという意見を言いたいということになれば、もうちょっと難しい議論になって、最終的には決をとらなくてはいけないということもあり得るかもしれないんですが、そ

それはまたその段階になって考えればいいかなという気がします。

○河添課長 わかりました。そういう意味では、一部委員からということで、（１）のところに書いてある。そのとおり読めばよろしいということですね。

○村山委員長 今の文言が生かされるとすれば、福田委員が今おっしゃったような形で、特に違反かどうかということを詰める必要はないということですね。ただ、審査会を含めて過去の経験で言うと、どちらかの意見にまとめたということは余りなくて、いろいろな意見が出たら、それをまとめていくということで、それを収斂したという記憶は私自身にはないです。

もう一つ加えると、過去の審査会でやっていた答申の形で出ている中には、例えばきょう満田委員からお出しいただいたようなプラスアルファの意見を出した例が、わずかではありますけれども、あります。その中では、一部の委員から意見が出て、それを文書の形で生かすということで出ているものがあるわけです。ですから、そういう形もあり得るということは加えておきたいと思います。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 今の点に関連して１点と、ほかにちょっと関係ないコメントが２点ございます。

まず、今の点に関連しては、実は過去、ガイドラインに現状適合しているのかどうかということが問題になった案件がありまして、私はその当時は審査会の委員ではなかったんですが、カンボジアの第二メコン架橋の予備調査、あれはたしか協力準備調査のフォローアップ調査の報告が行われ、その後基本設計調査に入るのかどうかというところで、以前に審査会で一つ大きな議論になって、その際には、審査会としては最終的に基本設計調査に入るだけの準備が現状できているとは言えないので、予備調査を行って、これ以上環境社会配慮調査が必要でないということを改めて確認することという形の答申がなされたと記憶しております。ワーキンググループなり全体会合での議論次第でそういうこともあり得るということは、事例としてはご紹介させていただきたいと思います。

それから、ちょっと今のポイントから外れてよろしいですか。２点ほどありまして、１点は非常に事務的な話ですが、助言案の中に、これも従前私が申し上げていたところですが、適用されるガイドラインがどれなのかというところを明示していただければと思います。今回は、特にガイドライン適合性の文言が、新しいガイドラインにしかない文言についての適合性が議論されているものですから、この点は重要なと思います。

それから２点目は、もうちょっと本質的なお話なんですが、今回、助言の確定にきょうの会議で至らないということになるということです。従前からＪＩＣＡの方からこの事業について

ご説明いただいて私が理解している範囲では、この事業のアプレイザルミッションは11月にいくのだと私としては理解してきました。今回、次の全体会合はもう12月になってしまうのですが、それとの関係でJICAの作業がそれによってずれ込むということなのか、あるいは助言を待たずにアプレイザルミッションにいくということがあり得るのかということについて、JICAのスケジュールをお教えいただければと思います。

○河添課長　ここで調査にいったら多分怒られるのでしょうか。助言について十分に尊重していくという姿勢でございます。12月の頭にはそもそも審査を予定していたものでありますけれども、その一方で助言が固まっていない中で先に進めるのは難しいということもございます。ですので、JICAの中では、この案件については一度、この助言の確定を待つということです。そういう対応になります。ですので、端的に言えば、審査ミッションは、きょう確定できないということであれば、少しおくらすということになります。

○村山委員長　岡崎部長、どうぞ。

○岡崎部長　今の福田委員のご指摘ですが、我々としては、常に助言委員会とJICAとの検討のプロセスはキャッチボールだと思っていますので、今ボールをJICA側が握って、先日のワーキンググループでご提案いただいて、またその後資料も出てきているわけですから、これは審査部だけでなく、JICAとしても重く受けとめているわけです。ですから、きょうはちょっとお時間をいただきたいということで、ボールをお返しできませんが、そういう状況でJICAの検討を具体的に進めるということはございません。したがって、今の福田委員のご指摘について申し上げます、この状態で12月の次の全体会合までにアプレイザルミッションが出るということとはございませんので、その点をご安心いただければと思います。

○村山委員長　それでは、ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。

次の全体会合までのスケジュールのようなものは、特にここでは議論しなくていいですね。あとはワーキンググループにお任せするというので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、3番目の議題は終わって、次に4番目ですが、協力準備調査（PPPインフラ事業）における助言委員会の開催要領、情報公開要領の確認ということになっています。これは、新しく出てきたタイプの事業ということで、委員の方々にご確認いただきたいということで、まずご説明をいただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○説明者（山田）　JICAの民間連携室の連携推進課長をしております山田と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に資料として、「協力準備調査（p p p インフラ事業）の取り扱いについて（案）」というものと「協力準備調査（P P P インフラ事業）について」という２種類の紙をお配りしております。１枚の両面の「協力準備調査（P P P インフラ事業）について」のほうからごらんいただきたいんですが、まずこの紙をもちましてこの制度の概要についてご説明したいと思います。

簡単に申しますと、これはタイトルについているP P P インフラ事業を推進していくためのF Sを作成しようということですが、そのF Sの調査の案件の案を公募によって、まさにこのP P P インフラ事業に投資しようという計画をお持ちの民間企業さんからのご提案を公募という形で募りまして、我々のほうで選定しまして、選定を通った企業に対して調査を発注するという制度でございます。

（２）の調査の特徴でございますけれども、そういうことで提案公募型の調査ですので、通常ですと、協力準備調査は相手国からの何らかの要請がある場合が多いということなんですけれども、本件についてはそういった相手国からの要請に基づいて実施するものではないということとして、またJ I C Aの国別事業展開計画あるいは相手国の開発計画といったものに明確な位置づけがされているものとは限りません。ということで、通常の協力準備調査とは案件の詰まりぐあいとか相手国での認識といったものが必然的に異なるものであるというのが、特徴の１点目でございます。

それから、②のところで、先ほど申し上げたように、企業がP P P インフラ事業に投資の形で参画予定であることを応募の要件としております。したがって、通常の協力準備調査とは性格が異なりまして、提案者の商業上の利益・秘密といったものを守る必要があるということでございます。

（３）の我々がこの制度で対象としようとしているP P P インフラ事業の要件でございますけれども、４点ほど書かせていただいております。①、②は、これは、そうはいつても、発案は民間企業側ですけれども、我々としては当然開発の視点からP P P インフラ事業を推進していくということでありまして、そういった観点からは、途上国の経済社会開発、復興や経済の安定に寄与する、それから援助に関する日本政府あるいはJ I C Aの方針に沿っているという要件を課しております。

それから、P P Pはパブリックとプライベートのパートナーシップということでございますけれども、パブリックの部分については、円借款等のODA資金を活用する見込みがあることと、J I C Aとしてこれに取り組むということですので、将来的にそういう案件になることと

いうことを、当然ですけれども、要求しております。

それから4点目は、PPPインフラで対象としたいのは、建設のみならず、運営・維持管理といった長期での民間の活力をインフラ事業に生かしていくということがPPPのエッセンスでございますので、そういった部分に投資の形で関与しようという企業であることを要件としております。

(4)ですけれども、本件調査におきましては、そういうことで、両方のP、パブリック、それからプライベート、両方の部分について調査を行っていただく予定でございます。

(5)の対象国、これは円借款の供与の可能性のあるすべての国とさせていただいております。

調査の規模でございますけれども、原則として上限1.5億円まで調査費用をJICAが負担することとしております。年2回工事予定ということですが、これは新規に立ち上げまして、ことしの3月31日が初回の工事日ということで、既に1回目についてはプロポーザルを締め切って、ほぼ選定を終わっております、契約まではまだ至っておりませんので、そういった意味で仮採択と呼んでいますけれども、ある程度まとまった数の案件を既に選定してございます。契約に向けて今準備をしているところということでございます。準備が整い次第、今年度については2回目の工事をさせていただく予定になっております。

それから、応募者の資格ですが、これは今のところ日本法人であることとしております。

(8)の環境社会配慮ガイドラインですけれども、これは適用させていただくということで、ガイドラインにのっとり調査の実施を考えております。

(9)の調査の成果でございますけれども、これは最終成果物としては調査報告書を提出いただくということでして、原則として一般公開の対象として取り扱いますけれども、PPP事業であること、そのPPP事業の特徴にかんがみて、企業の利益に関する情報が含まれている場合は、当該部分について一定の公表制限を行う等の配慮を行うということにしております。

以上が制度の概要でございます、続きましてもう一つの資料のほうに移りたいと思います。

先ほど申し上げたような制度なわけですが、この環境社会配慮助言委員会あるいは環境社会配慮ガイドライン上の本調査の取り扱いということですが、まずは先ほど申し上げたように環境社会配慮ガイドラインを適用して調査を実施するというところでございます。これは協力準備調査というタイトルをつけた調査制度でございますので、先ほど申し上げたような性格の違いということはあるのですが、基本的にはガイドラインにのっとり取り扱いをさせていただくということでございます。したがって、助言委員会にて助言をいただけれ

ばと思っております。

それから、この調査においては、E I Aの作成支援と住民移転ポリシー・フレームワーク策定を調査キーワードと決めたいと思っております。本件調査実施後、相手国政府の要請等、案件の成熟状況を勘案しつつ、先ほど申し上げたように、この調査を実施する段階では必ずしも相手国のコミットメントがないという状態で行われるものが多いかと思えますけれども、先方で検討状況が進んでまいりましたら、改めて有償資金協力案件としての審査要件を満たすための次なる協力準備調査の調査段階にてさらに深掘りした調査を行うこととさせていただきたいと思えます。

助言委員会及びワーキンググループにおける配付資料、議事録等の扱いについても、基本的には環境社会配慮助言委員会の設置要項あるいは同運営方法等の定めるところに従って、公開を原則として取り扱うということでございます。

最後の「ただし」というところですが、公募を通じて前提としたPPPインフラ案件の調査の性質にかんがみて、提案者や相手国関係者の商業上の秘密等にかんがみ、公開に支障のある情報が含まれる場合、設置要項、設置要領あるいは運営方法の定めるところに従いまして、ワーキンググループを非公開で実施する、あるいは配付資料については委員の皆様方にのみ配付させていただき、オブザーバーの方には配付しないとか、この辺はちょっと後で詳細にご説明したいと思うんですが、ウェブサイトでも公開しないといった慎重な取り扱いを検討するというにしたいと思っております。議事録作成に当たっても同様に配慮を行うものとさせていただければと思っております。

こういった取り扱いに関する詳細な我々の考え方でございますけれども、2. のところでございます。全般ですが、先ほど来申し上げており、本調査は公募に基づく調査であること、それからPPP型のインフラ事業ということですので、通常の協力準備調査とは案件の形態、それから成熟度等において相当程度異なるということでございます。ただし、ガイドラインの精神にのっとり、早期の段階からモニタリング段階まで環境社会配慮を実施するという基本方針がございますので、これにのっとりまして、案件形成の早い段階から助言委員会の助言を得ることによって早期の段階から環境社会配慮における必要な対応案を検討しておくことが妥当と思っております。したがって、基本的にはガイドラインに則した取り扱いを行うべきということでございます。これが全般の考え方でございます。

実際、その環境社会配慮面の調査のTORですが、先ほど来申し上げておりますとおり、提案公募型の調査ということですので、要請がないという極めて早期の段階での取り組み

ということになりますので、そうした成熟度の低い段階での取り組みであって、通常の協力準備調査と同様の環境社会配慮上の調査を実施すると、かえって住民の混乱を招くという場合も想定されます。したがって、そういった混乱を引き起こさないような十分な配慮が必要かと思っております。

具体的には、対象地の選定もまだ終わっていないとか、先方政府の中でこういった事業を実施するという計画が明確に立っていないところで対象地に入っていって環境面あるいは社会配慮面の調査をすることで、何か全然インフォームされていないコミュニティーに混乱を生じてしまうといったことがないように配慮する必要があるということでございます。したがって、本調査の段階では、まずは必要かつ可能な範囲の調査を行うこととし、その後、案件の実施に関する相手国政府の意向が確認された段階で別途協力準備調査と補完調査を行いまして、そこにおいてE I AあるいはR A Pというものを行いまして相手国政府の承認を得ることが妥当かと考えております。

最後に、助言委員会の開催方法でございますが、基本的には、助言委員会、ワーキンググループの運営は、ワーキンググループについては原則公開ということかと思えます。議事録は議事要録でも可、それから配付資料については原則公開となっておりますし、それから全体会合については、これは原則というよりは公開と定められておりまして、議事録については逐語録を公開、配付資料については原則公開となっております。したがって、オブザーバーの傍聴も可能になっておりますので、提案者の同業他社が傍聴席にいるという状況も排除されませんので、そういった状況の中で、配付資料あるいは議事録を通じて事業や調査概要に関する情報をだれでも入手できるという状況は必ずしも好ましくないことがあるということでございます。本調査は、P P Pインフラ事業に投資の形で参画予定である企業からの提案を公募して実施するということでございますので、通常の協力準備調査と比較すると、提案者あるいは相手国の政府と事業関係者の商業上の秘密に配慮すべき範囲が必然的に多く含まれるということでございますので、会合の開催方法あるいは資料、議事録といったものをすべて公開とすると、そういった関係者の方の商業上の秘密が著しく毀損されるおそれがあるということでございます。これらの点については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律あるいは環境社会配慮ガイドラインにて配慮義務が課されているということを踏まえて対応していただく必要があるのかなと考えております。

具体的に商業上の秘密なんですが、一体どこまで配慮しないといけないのかということが問題になってこようかと思うのですが、我々としては、例としてこういったことがあるのでは

ないかなということで、実は第1回目の公募をさせていただいて、それで仮採択まで至っている企業さんともちょっと具体的なお話をしながらこういった事項についてちょっと洗い出してみたのですが、あくまでも例ということですから、例えばこんなことがあります。

事業地の詳細、相手国として事業実施を決定していない段階で事業地の詳細情報が案であっても流布すると、投機的な土地の購入による市場の混乱とか、補助金目当ての住民の流入、占拠等の混乱が懸念されるということでした、円滑な事業推進にとっての妨げあるいは経済的な損失を発生せしめる可能性があるということです。

それから、事業の収益性の分析に関する情報ですけれども、例えば事業のコストの詳細とか財務的な分析、経済的な分析といったものについては、特に民間事業の部分に関しては、これは投資判断に関して決定的に重要な事項であって、商業上の利益の根幹にかかわる部分ですので、こういったものは公開にはなじまない。一たんこういうものが流出してしまうと、当該企業の株価にも影響しかねないということかなと思います。

それから、設計とか仕様に関する詳細ですけれども、こちらも企業の投資内容の根幹をなす部分であるということでございます。

それから、最後の事業の実施体制ですけれども、例えばこの事業を行う会社の資本構成、現地のパートナーの情報を含むということですから、それから借入れに関する調達の方法とか、そういった実施体制に関する詳細な情報というのは、投資に関する最も秘匿性の高い情報の一つかなということです。特に、現地のパートナーを含む関係者の情報のうち、むやみにこれを公開することで当該企業の経営に重大な影響を及ぼすようなものも想定されるということです。例えば現地の事業パートナーの財務分析データとか、こういったものがむやみに公開されてしまうと、これもまた当該企業の経営に影響が出かねないということであって、この辺の取り扱いについては慎重にする必要があるのかなということでございます。それから、事業の推進体制、アプローチといった情報も、企業の独自性が含まれる場合があって、留意を要するのかなということでございます。

まとめますと、基本的にはすべて今定められているガイドラインあるいは助言委員会の設置要領あるいは運営方法といった定めの中で対応は可能なかなと思いますけれども、そこに書いてあるもののうち、原則公開とか、原則以外のところに入ってくるようなものも幾つか想定されますので、そういったものについては慎重な取り扱いをしていただいてご議論いただければと思う次第でございます。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

今のようなご説明で、これまでと違って、企業から提案を募集して、それを J I C A がサポートする形で調査を進める。そのために商業上の秘密の事項が出てくる可能性があるということで、こういったお話が出てきたということです。

まずはご質問から受けたほうがいいと思いますが、ご質問があれば、まずお出しいただければと思います。山本委員、どうぞ。

○山本委員 公募型の調査ということでわかったのですが、この文章の中に「通常の協力準備調査」という言葉が出てきますね。これと同様に助言委員会で助言を受けると書いてございますけれども、通常の協力準備調査というのは、J I C A が独自にやる調査ということで、公募とは別のものだ。ただ、タイトルは全く同じ「協力準備調査」という言葉を使っているという理解でよろしいのでしょうか。

○説明者（山田） そういうことでございます。「通常の協力準備調査」とここで指しているものは、ある程度我々の、例えば円借款とか、無償資金協力とか、技術協力プロジェクトとか、そういったスキームは多々ありますけれども、将来の J I C A の協力に結びつくようなところを見据えて、そういったものに結びつく蓋然性が高いものに関して準備のための調査をしていくというのを総称して協力準備調査と言っております。したがって、蓋然性が高いという意味で言うと、例えば相手国からの要請が既にあるとか、あるいは要請される見込みが高いといったものについて、協力準備調査をかけて、将来の協力に備えていくというのが協力準備調査でございます。そういったものと違うのは、先ほど申し上げたように、今回は案件の発意の部分です。どういった案件をやるかといったことについては、通常ですと、相手国の政府の要請あるいはこちら側が考える援助のポリシーに基づいた案件ということなわけですが、その部分が民間企業さんからのご提案、これをスタートポイントとするというところが違うということでございます。

○山本委員 ちょっと追加ですけれども、もう来週インドネシアの石炭火力のワーキングがあるのですが、これの資料として配られた資料が「協力準備調査報告書」という名前になっておりました。ほとんど E I A に近いような内容を含んでおりましたが、これはどちらのほうのものなんでしょうか。通常のものなのか、あるいはこの公募型のものなのでしょうか。

○説明者（山田） そちらに関しましては、通常のほうかと思われまして。私がきょうご説明したもののについては、先ほど申し上げたように、契約には実はまだ至っておりませんでして、調査の開始までも到達していないということでございまして、今後まさにこういった助言委員会

でご助言をいただきながら調査のスタートを切っていくという段階にあるものでございます。

○石田委員 2点ばかり教えてください。まず、これは計画の段階で調査をかけるということですが、発掘をする一番最初のポイントでインフラ型のものを。この調査に加わった企業体は、実施者にはなり得ないわけですね。つまり、コンサルサービスの後のコンサルサービスはいいのですが、実施グループにはならないということでしょうか。それが第1点目。

それからもう一つは、お話を伺っていて、もう少しイメージをちゃんとつかんでおきたいので、今実際に仮採用までいっているという中で、差し支えない範囲で結構なのですが、例えばどんなものがあるのか。港湾建設なのか、新幹線なのか、原子力発電なのか、円借款でもいろいろなものがあると思うのです。どういったものが採用されているかということを差し支えない範囲で教えていただければ、こういう2点です。よろしくお願いします。

○原嶋委員 一つだけ関連して質問ですけれども、一方で、提案型なので、住民の混乱を招かないように余りインフォームドしないということをおっしゃっていて、他方でガイドラインそのものはステークホルダー会議をしましょう、そういう手続をしていこうというわけです。その矛盾というか、局面によっては、一方では知らせない、一方では知らせろと言っている。そこはどうやって整理するのか。極端なケースでは、住民が全然知らされないうちに事業が決まってしまうという局面が生まれてくるのではないかと思います。

○説明者（山田） ありがとうございます。

1点目の調査実施する者が実際のその事業の実施者になるかどうかという点でございますが、これがまさに今回の制度の一つのポイントになるところかなと思っております。先ほど私の説明の中でも申し上げた点で、今回のプロポーザルを出していただく方に課す応募資格の一つに、まさにPPPインフラの事業に対して、建設のみならず運営を含むトータルなインフラ事業に事業者として参画予定の方を今回提案者としまうと言っております。したがって、そういった方のプロポーザルを受けて、我々のほうでセレクションをかけて、選定に通った方に調査を発注するということです。調査の発注先が将来的にはそのインフラ事業の事業者として関与する可能性が高いということが想定されております。ただし、当然我々としては調達のルールというのを持っておりまして、今回調査をやられた方のご提案をそのままのみにしてODAの資金を供与するということとはあり得ないわけですし、それは民間の方のご提案に基づく調査は調査として一たん受け取った後、もう一段、公平な目で調査を実施する。この調査は、もちろん先方政府の中で、こういった事業についてやりましょうというコミットメントがある程度固まった段階で改めてやらせていただくということになるわけですが、そこはニュートラルな

視点で新たな中立な調査をさせていただく必要があるのかなということを想定しております。

ですので、最終的に調査を実施した方が事業の実施者に当然なるということではなくて、一段、我々の中立的な調査が入るということと、それから通常の調達のプロセス、すなわち公平な入札のプロセスを経て、これはパブリックな部分は当然でございますし、通常ですと、プライベートの部分に関しましても、途上国側で事業権の入札のプロセスで公正な手続がなされることが通常ですので、そういったものを経て実際の事業者あるいは円借款であれば円借款の受注者が決まっていくということでございますので、今回、発注したからといって、その方が当然に将来のビジネスを得るということではないということでございます。

2点目でございますが、これは、委員長、ちょっとご相談なのですが、今回は全体会合ということなので、基本的には公開ということなのですが、一応案件のリストを用意させていただいておりまして、もし可能であれば、散会後に回収させていただく、あるいは委員の方のみに今回配らせていただくということであればお配りさせていただけるのですが、よろしいでしょうか。

○村山委員長　いかがでしょうか。そういう形でよければお配りできますが、よろしいですか。では、その形でお願いします。

○説明者（山田）　では、配ってください。

（資料配付）

○説明者（山田）　今お手元でごらんいただいているのが、先ほど申し上げた仮採択まで至っている案件の全案件のリストでございます。カテゴリーも、一応既に審査部とも相談の上、振らせていただいております。Aの案件もあればBの案件もあるということで、比較的大きな規模のインフラ案件も含まれているということでございます。この表をごらんいただければイメージは大体おつかみいただけるのではないかなということでございます。

それから3点目のご質問でございますが、私がインフォームということに関して申し上げたのは、我々としてインフォームすべきではないということではなくて、先方政府なり先方の政府機関なりの事業実施に関するコミットメントがまだ浅い段階で、そういった先方の政府からのインフォームが全くされていないような状態である案件が今回かなりというか、ごらんいただいている案件のほとんどがそういうステージにあるものでございますけれども、そういう段階のものが多という事実関係を申し上げたということです。我々としましては当然、ご指摘いただいたように、ガイドラインの精神にのっとり、インフォームすべき状態が訪れれば、それは早急にインフォームをし、そのインフォームドな状態で関係者が環境あるいは社会配慮

のことについてもいろいろと情報を得て、それから協議を受けるという状態をつくってくださいということをガイドラインに従ってさせていただければと思っております。ただ、そういった段階にないものについてまで無理やりこれをやろうということになりますと、申し上げたような混乱が予想されることがあるのかなということでございまして、それは可能な範囲で最大限のものをやっていくということがよろしいのではないかなと思っている次第でございます。

○村山委員長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 相手国政府との関係という点について、3点ほどお伺いしたいと思います。

1点は、まずこの調査、この新しいPPPインフラ型の協力準備調査を実施するに当たって、相手国政府とはどのような合意がなされるのか、なされないのかという点についてお伺いします。

2点目ですが、提案されている事業というのは、恐らくPPPということなので、相手国政府が入札をするなり、もしかしたら随意契約もあるかもしれないのですが、最終的に何かコンセッション・アグリーメントのようなものを結んで、相手国政府としては事業化の契約ということになると思うのですが、そういう相手国政府とここで事業を組成しようとしている民間の事業者との関係という意味で、どの程度の熟度にあるものが今提案されているのかということをお教えいただきたいと思います。

3点目ですが、裏表でいただいた最初の紙の2ページ目の(3)に助言委員会の開催方法というところがございまして、この第2段落の3行目に、「通常の協力準備調査と比較して、提案者及び相手国政府等事業関係者の商業上の秘密に配慮すべき範囲が多く含まれる」と書いてあるのですが、この相手国政府の商業上の秘密というのは一体どういうことを指しておっしゃっているのかということについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○説明者(山田) ありがとうございます。1点目ですが、この調査を実施する際の先方との合意ですが、これは一応ノーオブジェクションをとりますということにしております。こういった調査をやることについて異存はございませんかということで、基本的に援助の窓口官庁から確認を得るということ、それから特に事業に密接な関係を持ち得る政府の機関、例えば道路の事業であれば公共事業所とか、そういったまさにパブリックであれプライベートであれ、プライベートであれば事業権の入札の実施者になるような方とか、パブリックであれば、将来的に円借款を実施機関として担当するような政府の機関であるとか、そういったところと今回のTORについて合意していくといったステップを想定しております。ですので、基本的

にはノーオブジェクションを政府全体としての援助の窓口官庁から取りつけるということと、もう少し具体的な関係の深い官庁で必要のあるところについては調査のTORまで合意を得るという2ステップを考えております。

2点目のご質問につきましては、事業化、特にプライベートな部分ということだと思うのですが、事業化に関する先方政府と民間事業者との間のアグリーメントの深さの度合いということだと思うのですが、それはかなりまちまちでございまして、今回お配りさせていただいたリストに含まれる案件で、実は事業権が既にローカルの企業には与えられていますという案件で、そのローカルな企業とジョイントを組むことで、今回ご提案をいただいている日本企業さんが間接的に事業権を得ていくようなことを検討されている、こういうご提案者さんも実際にはいらっしゃると思います。ただ、それぐらい進んだ案件というのは今のところそのリストの中ではマイノリティーに属する部分かなと思います。大宗は、事業権を得ることに関しては何ら先方政府から具体的なシグナルをもらっていないといったものもございまして。

それから、3点目のご質問ですけれども、相手国政府の部分は、これは実はややぼかして書いてあるのですが、「商業上等」の「等」の部分に入るところかと思っています。ですので、ビジネス上のというよりは、当然相手国政府でもこういった民間ビジネスに事業権を与えるプロセスとかを通じて間接的にビジネスに関与していく、あるいはそれを通じて財政負担の最小化を図るといったインタレストを政府の部門としては相手国が持っているということですので、そういったところへの妨げになるようなアクションも実は知らず知らずになってしまうおそれがあるのではないかなということの意味しているということでございます。

○柳委員 お配りいただいた1枚紙の両面のものと、それからもう1枚の2ページ目の2枚もので、今の関連で使われている用語が不統一で、「商業上の利益」と1枚紙で言っているものと、2枚紙では、1ページ目では「商業上の秘密等」と言っているのですが、その例示の部分では「商業上等の秘密」と言っていますので、3カ所出ていますけれども、1枚紙のほうも「商業上等の秘密」という形に平仄を合わせたほうが、こちらの理解が、秘密というものと利益というものが含まれるような部分がありますので、その表現は統一されたらいいと思います。

○説明者（山田） ありがとうございます。委員ご指摘のとおりでございまして、ガイドライン関連の文書上は、これはいずれも「商業上等の秘密」という文言が正しいかと思うので、統一に努めたつもりだったのですが、漏れがありまして、大変失礼いたしました。

○村山委員長 では、ほかにいかがでしょうか。松行委員、どうぞ。

○松行委員 2点伺いたいののですが、このホチキスでとじたものの2ページ目、（2）環境関

連のTORについてなんですが、まず1点目が、「案件の中には事業地の選定がなされていないものもある」とあるのですが、この場合、例えばカテゴリー分けが変わってしまうことがあるのではないかと思います。そういった場合はどのような対策をされるのかということと、同じ(2)の2段落目の下から3行目、「別途協力準備調査等補完調査を行い」とありますが、協力準備調査ですとこの委員会にかけられると思うのですが、この「等補完調査」とありますが、すべての補完調査はこの委員会にかけられるととらえてよろしいのでしょうか。

○説明者(山田) ありがとうございます。1点目のご質問については、事業地の選定が終わっていないもので、具体的にその詳細な選定をしていく段階でカテゴリー分類が変わるというのは、確かにあり得ることかなと思います。そういった事態が生じましたら、ガイドラインにのっとって速やかにカテゴリー分類を見直して、これを公表して、しかるべく新たなカテゴリーに即した対応をとっていくということかなと思います。

それから2点目のご質問につきましては、すみません、これは「等」の使い方があいまいだったのかもしれませんが、基本的には、協力準備調査を想定してございます。いわゆるFSの補完的な調査で、我々がSAPROFとかと通称呼んでいるようなものもございますけれども、基本的にはそういうものも今は協力準備調査として実施しているものと理解しておりますので、この委員会でご議論いただけるような形で調査を実施していくということかと思えます。

○村山委員長 では、ほかにいかがでしょうか。大分時間も過ぎてきたので、もしご意見があればお願いいたします。

○福田委員 すみません、質問を1点追加なのですが、現在のガイドラインでは、協力準備調査についてはすべて実施決定前にプロジェクト名とカテゴリー分類を公開するということになっておりますが、これは同じように公開がなされるのかということについてだけ、よろしいですか、質問で一たん切らせていただいて、確認させてください。

○説明者(山田) ありがとうございます。それは、通常どおり、実施決定前に公表させていただくべく準備を整えております。

○村山委員長 ほか、いかがでしょうか。石田委員、どうぞ。

○石田委員 簡単に教えていただきたいのですが、企業体が中心となって最初のこのPPP調査を行うときに、従来ここにかけられる調査もののほとんどは、環境社会配慮という役割のコンサルタントが入って、彼らがガイドラインの精神を酌みながら調査をされているのですが、この場合もそういうマンデートというか、デューティーはつくのでしょうか。そもそもJICAのほうでもトレーニングをされていて、環境社会配慮ができるプロを育てるということをや

っているのも、もし企業体のほうでそういう人が見つからない場合、コンソーシアムを組んだりするのか。こういう人たちも一般企業、どこかわかりませんが、例えば三菱とか三井などが入るのであれば、そういう人たちも今後はそういうトレーニングの対象になっていくのか。そういう環境社会配慮調査をできる、日本での能力育成についてはどのようなお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○説明者（山田） ありがとうございます。基本的には、今回のプロポーザルをいただいた上で、実際、発注者として詳細なプロポーザルの提出の依頼を改めてさせていただいて、それに応じた調査計画を出していただいて、合意すれば契約に至るというステップを踏むわけですので、プロポーザルをいただいた内容でそのまま発注するということではございません。改めてその詳細なプロポーザル提出指示書を出す中で、まさに環境についてこういうT O Rをやってくださいという指示を出しております。その指示をこなせるだけの調査体制を組んでくださいということを指示しておりますので、それにそぐわないような提案を改めて出してくれば、それは契約には至らないということでございます。実際には、ご指摘いただいたように、コンサルタントの力をかりざるを得ないことかと思ひまして、我々としても最初の公募の段階で、コンサルタントとの連携を推奨しますということを言っております。ですので、コンサルタントと実際にもう既に調査の実施体制を組まれているところもありますし、今回の詳細な提出指示書を受けて、改めてそういう協力体制を組まれるというところもあります。

後段の部分の商社等も含めた日本側の実施体制の能力強化という部分については、若干私の所掌の範囲を越えるようなところもございますので、私からの回答は差し控えさせていただきたいと思いますが。

○岡崎部長 その点については、ガイドラインを改定して、これでやりますといっても、実際このガイドラインをどう運用していくかということがポイントになるわけで、我々がこのガイドラインの内容を理解し、それに基づいて調査ができるような形での研修というのは、従来以上に強化していかなくてはならないと思っています。その対象は、もちろんまず何といたってもJ I C Aの職員です。それから、J I C Aのクライアントである、J I C Aの仕事をしていただいている民間企業の皆さん等、それから相手国の政府、それから政府の職員。皆さんご記憶かと思いますが、事業仕分けの中で、J I C Aについては審査能力の強化ということが一つ言われました。その一つの対応として、ガイドラインがちょうど新しくなりましたので、これに適應できるだけの能力強化を図っていくということで、J I C Aの中でも検討しておりますし、実際に例えばいろいろな業界団体を通じた研修の機会とか、それからJ I C A自身が主催して

いる研修、あるいは環境を専門にやっていらっしゃるコンサルタントの会社の方からはご要望に応じて社内研修とか、そういった場を通じて今このガイドラインに適応していただくだけのクライアント側の能力の強化に努めているという状況でございます。

○村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○福田委員 ちょっと意見に関する私の意見を述べさせていただきたいと思います。

表裏の紙の大きな考え方としては、このとおりでよろしいのかなというのが私のざっくりとした感想です。ただ、我々がこの公開の場で議論するという形で助言委員会としてのアカウンタビリティを保っていくといった制度設計になっているということを考えると、できるだけ環境社会配慮確認なり支援に必要な部分の情報というのはまず公開を前提にさせていただく。センシティブなもので、環境社会配慮に必要ないものは、いただかないという形で、できるだけ不自然に非公開でも見なくてはいけないという部分は小さくしていくというのが望ましいだろうなということを最初にその原則として考えていきたいなと思うのです。資料として出ているけれども、世間には公開されない、あるいは、先ほどお話がありましたが、極端な話、私たちのテーブルにはのっているかもしれないけれども、オブザーバーの方には配られないというのは、できるだけ少ないほうがいいだろうと思っています。

それで、ちょっと今商業上等の秘密の該当事項の例というのが参考資料として配られていて、これがちょっと広過ぎるのではないかなというのが率直な感想なのです。この調査をやってどういう害があるだろうということで、ぱっと思いつくのは、結局今から相手国政府との関係で入札が待っているということなので、要するにそこで幾らで札を入れるのかという部分にかかわってくるようなものを外には出せない。これは間違いないだろうと思うのです。そういう意味では、今までもそうなのですが、事業費の積算といった部分はなかなか外には出しにくいというところはあると思います。ただ、この線が逆に環境社会配慮を確認する上でどこまで必要なのだろうということは別途出てくるかなと。我々の関心としては、結局環境社会配慮に必要なコストというのがきちんとここに反映されているかという部分にある意味限られてくるわけで、この辺はむしろ余り出していただかないほうがいいのかなという気がします。

それから、一番上の事業地の詳細というところについて書かれている部分は、実は別にこの調査に限らず、案件の熟度の低い、以前からのスキームで言えば、開発調査のマスタープランのようなものあるいはマスタープランプラスF Sといった調査においても実は同じことが言える話であって、今回ご提案いただいているPPPインフラということとの絡みで、確かに相手国政府の関与の度合い、コミットメントの度合いが、相手国政府からの要請がある開発調査に

比べて低いとは言えるのだとは思いますが、しかし、相手国政府としてやるかやらないかわからない状態で実際に現地へ行って情報を集めなくてはいけないという意味では基本的な構造は同じなわけで、それが理由で事業地に関する情報を出せないというのは、ちょっと本当にそうなのかなということを思っています。特に、環境社会配慮について助言するという事になったときに、どこでという基本的な情報、あるいはエリア的な、例えばこのエリアで何カ所選びますとかということは出てくるのかもしれませんが、どこでということがなくして、なかなかこちらとしても物を申し上げるのは難しいだろうという感じがします。

それから、3. の設計書仕様を含む図面。これもちょっと幅広い表現でよくわからないところはありますが、F S 段階の調査でどこまで秘密にしないでいいような設計書仕様といったレベルのものが出てくるのかなと、これもよくわからないなという感じがします。

4 点目ですが、事業の実施体制というものもあるのです。具体例として出されている資金の調達情報、現地事業パートナーの財務分析データ、これは確かになかなか出せないだろうなとは思いますが、一方で環境社会配慮という観点からすれば、一体どういう環境社会配慮が実施されていくのか、その責任は例えば相手国政府がとるのか、民間事業体がどこまで責任を負うのか、その場合にどれだけのキャパシティーがあるのかといった内容については、環境社会配慮を判断する上では重要な情報ですし、そこの範囲で情報を出していただくということにはそれほど大きな問題はないのかなと思います。

そのように整理していくと、恐らく最初のスコーピング段階と報告書段階と両方あると思うのですが、多分その報告書のつくり方を相当工夫していただくことでクリアできる問題というのはかなりあるのかなと。そうしていただくことで、必要な情報は公開して、私は議論できると。秘密にしないでいい部分については、それはもう商業上等、この部分についてはテーブルにのせないという形で議論できるというのが一番望ましくて、そのような努力をした後で、では何が、どうしてもテーブルにのせなくてはいけないけれども、非公開にしないでいいのかということは、多分ぎりぎりそこはその都度詰めて考える必要があるのかなといった感じの印象を持っています。

○村山委員長 それでは、ほかはいかがでしょうか。大体よろしいですか。満田委員、どうぞ。

○満田委員 ここで余り申し上げるべきことではないかもしれないのですがというか、明らかにないのですが、私としては、このPPPインフラ事業の協力準備調査そのものが、特定の企業にここまで手厚くやるのかという点については大いに疑問を感じています。このペーパーの内容につきましては、確かに商業上の秘密ということで、本当に必要最小限のものについては

非公開にするというのはやむを得ないと考えていますが、今、福田委員から指摘があった、とりわけ事業地の詳細については、環境社会配慮を検討する上で必要不可欠な情報だと考えているために、これについてはぜひ公開扱いにするべきだ。ほかの協力準備調査もこれについては同じ条件であるので、これについては公開されるべきではないかと思います。

それから、地図関係です。とりわけ現地の位置図とかその周辺の地図というものは、これは絶対公開されるべきかなと思っています。

それからもう一つ、こちらは質問になってしまうんですが、このPPPの協力準備調査の後に行われる、先ほど松行委員が質問されていた補完調査ですが、この段階でさらに再度この委員会にかけるのかなということです。その場合、つまり、事業化の必然性の高いものが協力準備調査にかかって、再度この場かけられるとき、むしろそちらでの議論に注力したほうがすっきりしていいのではないかという気がしました。

以上です。

○村山委員長 質問の部分は、この調査の後に行われる協力準備調査は、こちらの委員会で議論するのかということですか。

○満田委員 余りまとまっていないのですが、つまり、このPPPによる協力準備調査について、かなり事業化の可能性が低いものも含めて協力準備調査をまず提案した企業が調査団に加わった形で調査がかかる。その中で事業化されないままに消えていくものもあるわけです。相手国のコミットを得て再度協力準備調査、補完調査と書かれていますが、調査にかかる。それもまた協力準備調査であるのであれば、その段階での、今度は公開情報がそれほど限定されていない段階での技能に注力することも一つの案かなと考えたわけです。とはいうものの、それは先ほどご説明の中にあった、なるべく早期の段階からの環境社会配慮の充実ということをとるか、その議論の効率性をとるか、恐らくそのどちらをとるかという話になると思います。

○村山委員長 それはご意見と伺ってよろしいですか。

○満田委員 迷いのつぶやきだと思っていただければ。

○村山委員長 何かコメントがあれば。では、柳委員、どうぞ。

○柳委員 先ほど福田委員の言われた商業上等の秘密の取り扱いに対する考え方を、幾つかあると思うのですけれども、JICA側がある程度公開できないようなものを事前に覆って、それでこちらの俎上に出してほしいという趣旨の発言があったと思うのですけれども、そういった考え方をする考え方もあると思いますが、一応ガイドラインに沿ってものを判断するときに、必要なものは一応全部出していただいて、それをこの秘密に該当するかどうかということにつ

いては、一応ここで対応するという考え方がもう一つあると思うのです。これをどうするかということです。だから、それは案件ごとに様子が違うのだろうと思いますけれども、一律に最初から決めつけないほうがいいと思います。

○村山委員長 では、福田委員、短めにお願いします。

○福田委員 今、柳先生がおっしゃったのは、ここで秘密についてどう対応するかを議論することですか。基本的には、何を非公開にするかという判断は一義的に J I C Aが行うもので、ここに出てきた段階では、もうこれは公開していい情報です、これは非公開という扱いで配付させていただきますという判断があった上でここに載せるというプロセスにしかならないのかなというのが私の前提だと思います。

○村山委員長 恐らくまだ細かいところまで決まっていないと思いますが、今のところ想定されているものがあれば、お話しいただければと思います。

○説明者（山田） 一義的な判断はやはり我々のほうでさせていただいて、この場あるいはワーキンググループの場にご提示させていただくということかなと思います。そこの一義的にはといったところの判断の基準について、まさに今回のこのような場で委員の方からご助言をいただければということで今回お諮りさせていただいたということですので、今回のこういった議論を踏まえて、我々のほうで一義的に対応させていただいて、その上で不足があれば、また、案件ごとにいろいろと状況は違いますので、その都度対応させていただくということかなと思います。

○村山委員長 よろしいですか。恐らくケース・バイ・ケースで、柳委員がおっしゃるように、出てきたものでいろいろな議論が出てくるのだと思います。

最後に私の印象を申し上げますと、基本的には、額的に小さいですし、まだほとんど決まっていないということですから、事業地の詳細が議論になるような話が入るのがそもそも少しおかしいのかなという気がするのです。そういう意味では、秘密になるような調査がこのレベルで行われることがいいのかどうかということがあるような気がします。ですから、初期の調査だからこういう形であるのだったら、そういうレベルをぜひ保っていただいて、あまり具体的なものがこういう形で出てこないような形のほうがいいのかなと思います。具体的になればなるほど、恐らく原嶋委員がおっしゃったように、本来ステークホルダー協議にかかるような内容が商業上の秘密でかからないとか、議論になってしまうような気がするのです、そのようなところもちょっと気をつけていただければいいかなと思います。

それでは、ちょっと具体的にはまた実際の案件が出てきてから議論になる点があると思いま

すが、きょうはこのあたりで終わらせていただければと思います。どうもありがとうございます。

○説明者（山田） 恐れ入ります。案件リストを回収させていただければと思います。すみません。

○村山委員長 それでは、きょうはあと、委員会の進め方という議論が一つ残っているのですが、これはどうでしょうか。少し長くなるようであれば、一度休憩を入れたいと思いますが、どうでしょうか、印象として。具体的に一つ挙がっているのは、環境レビュー段階で実施機関が説明会等に参加することの是非という話があります。短く終わるようであれば、もう続けてやりたいと思いますが、時間がかかるようであれば、一回休憩を入れますが。

○福田委員 それは私に振っていただいていますか。

○村山委員長 はい。

○福田委員 私の意見は既にメールに皆さんにお流ししたとおりなので、それは長くなるかどうかは皆さんのご反応次第という感じがございます。

○村山委員長 続けてやりますか。

○河添課長 そうですね。私どもは、基本的に実施機関のほうも、オブザーバーとして希望すれば、参加してもよろしいのではないかなと思っております。審査の要件はガイドラインで示しているということで、あと助言委員会の場合というのは、例えば我々が審査に行くときあるいはスコーピング案の検討の際に助言をいただくわけですが、そのような議論が行われていること自体を公開あるいは相手国の実施機関に知ってもらって、しかるべき対応を促すということであれば、それも一つ、情報公開の意味を有するのかなと。もう一つは、議論を円滑に進める上で、現地サイドの情報というのは重要であって、それはさまざまな情報があると思います。現地のNGOの立場とか、実施機関の立場とか、さまざまあるとは思いますが、議論を円滑に進める上で、情報のインプットがなされる、それも現場の情報という意味では、議論が円滑に進むための重要なファクターにはなるかなと思っています。そういう意味で、便益のほうが大きいのではないかなと思っています。

○村山委員長 今の点以外に、もし進め方でご意見があれば出していただいて、あるようでしたら休憩を入れたいと思いますが、なければ、続けて進めたいと思いますが、よろしいですか。

私の考え方は、メールでお回ししたとおりなのですが、基本的に説明をいただく部分については、参加いただいてもいいのではないかなと思っています。ただ、その後の議論に実施機関の方も参加いただくような形がいいのかどうかは私は少し疑問で、そのあたりは一区切り入れ

ていただいたほうがいいのかなという気がしていますが、いかがでしょうか。

○原嶋委員 素朴な質問ですけれども、ワーキンググループとか、この会合自身、だれでもオブザーバーとして参加できるわけですよね。実際にこの間のワーキンググループでもどなたかがその座長の指示のもとで発言されていました。逆に先方の事業者を排除するということの根拠は何かあるのでしょうか。

○村山委員長 どうぞ。

○福田委員 ちょっと整理させていただきたいのですが、まず一つは、オブザーバーとして聞いているという範囲であれば、それはそれで私は構わないのかなと思っています。ただ、発言するということになると、もう1点は、私が申し上げているのは、協力準備調査レベルの話ではなく、環境レビュー段階の環境レビュー方針についてという形で助言委員会にかかっているものについてという話として私は限定して申し上げております。その趣旨というのは2点あるのですが、まず審査の緊張感というものが必要だろうと思うのです。つまり、事業を実際に提案している事業実施主体があり、その事業がJICAに来て、JICAはこれをどうよくしようという観点ではなく、もはや資金協力をするか、しないかという観点から、ガイドラインにきちんと適合していますか、相手国政府はこの環境社会配慮を実施する能力はありますかということをチェックしなくてはいけないという立場にあるわけです。そこに私たちは助言委員会として助言するという立場にあるので、そこで事業実施機関の方が来て、これはこういう問題はありませんということをじかに説明されるというのは、JICAが行う審査というものあるいはそこに助言するという私たちの立場からして、非常に緊張感を欠く議論になるのではないかというのが1点です。

もう1点は、これはメールに書かせていただきましたが、私たちが質問した内容について直接、事業実施機関の方から答えが来る。「今答えがありましたからいいですよ」と次に進んでしまったとき、JICAとして何を確認すべきだったのかということがうやむやになるのではないかというのが私は心配なのです。本来、助言委員から来た質問のうち、必要なものについては、JICAとして必要だと考える部分についてはJICAが情報として事業実施機関に確認すべきであるにもかかわらず、助言委員と事業実施機関のやりとりの中で、何か重要な情報けれども、それは助言委員が聞いて、ちゃんと回答があったからいいやという形で、JICAの中での審査の資料として、そのレコードとして残らないということが発生するのは私はよろしくないのではないかと。そういう意味では、あくまで私たちが助言する質問、要するにこういう情報が必要なのだということも含めて、問いかける相手はあくまでJICAであって、

少なくとも審査段階では事業実施機関ではないのではないかなと私としては思っているところ
です。

○岡崎部長 福田委員のおっしゃっていることはごもっともで、要するにこの新 J I C A にな
って、旧 J I C A が途上国の立場に立って、途上国に協力する形で案件をつくり上げていくと
いうことに対して、円借款の場合であれば、それは旧 J B I C に持っていかれたときに、J B
I C はガイドラインを使って確認していく、チェックしていくという役割がありました。です
から、それは2つの機関の間におのずと役割の違いがあって、これが今は1つの機関になっ
てしまった。そうすると、いわゆる金融の世界で言うコンフリクト・オブ・インタレストを包含
しているような形になっています。ですから、そういう意味では、福田委員のご指摘というの
はごもっともで、環境レビューをする立場としての J I C A は、そこはガイドラインを使って
環境社会配慮がきちんと行われるかどうかをチェックしていくという立場です。そのときには
もちろん資金協力をして途上国の支援をするわけですが、金融機関としては、そこはお
のずと緊張関係を維持しないと、責任ある融資ができないという面はあります。ただ、一方で、
例えばオブザーバーとしていて発言はしないということであっても、この点は実施機関の方に
聞いてみたいということがもし委員の皆さんにあるのであれば、それはそういう場があっても
いいのかなという、厳格な議論とは別に、そこにいらっしゃるのであれば、そういう機会を利用
して、先生方はなかなか現地に行っていただくことができないわけですから、その場で聞い
てみたいということを可能にするというメリットもあるのかなという気はいたします。

○村山委員長 どうぞ。

○満田委員 前回のモラガハカンダのワーキンググループの際に、実施機関も出席されるとい
うご案内をいただいたときに、私も福田委員と同様の懸念を持って、ワーキンググループと実
施機関との意見交換会のようなものは別途開いたほうがいいのではないかといったご提案をさ
せていただきました。とはいえ、結果的には、私が考えたような形での実施機関の参加ではな
くて、あくまでもオブザーバー参加ということで、たしか J I C A の説明に加えてさらに実施
機関の方が1点補われたという程度のご出席であって、それは私たちが考えたような懸念はな
かったのかなと思って、ああいう形のオブザーバー参加であれば、それを拒む理由はないの
ではないかと思います。

ただ、一方でちょっと気になるのが、前回はたまたまスリランカ側の N G O の方ともコンタ
クトしていたために、オブザーバー参加してみたらといったお誘いができたわけなのですが、
つまり、実施機関というのは最も強力にその対象事業を実施したいと思っている主体なわけで

す。ということで、とりわけ審査段階での実施機関の参加というのはそれなりにデリケートな
のかもしれないのですが、あわせて、もし現地の状況について、例えば実施機関から何らかの
説明があるとか、そういうことであるのであれば、あわせて実施機関以外のステークホルダー
というものだって参加していいのではないか。ただ、たまたま J I C A がカウンターパートと
されているのは実施機関であるので、そちらのほうに情報は行くのですが、例えば事業に反対
している人がいたとしても、そちらのほうには情報が行かないという構図があることには留意
しなくてはならないなということは考えています。

○村山委員長 私の理解をお話ししたいと思います。原則としては、ワーキンググループで議
論させていただくのは J I C A であって、担当部であり、審査部の方であるというのが原則だ
と思っています。ただ、岡崎部長がおっしゃったように、背景的なことを委員の側で聞きたい
と、ある意味少し枠を超えて質問したいということもあったりすると思いますし、場合によっ
ては、本来環境社会配慮の枠内であっても、実施機関にお聞きしないといけないことが出てく
るかもしれません。その場合は、助言として、こういった点についてちゃんと確認してほしい
ということを委員が伝えればいいと思っていますので、そういう意味では、説明をいただく際
に実施機関の方が参加していただくのは、私は特に問題はないかなと思っています。

ただ、今の議論の中で、ワーキングに実施機関が参加していただくという話と、もう一つ情
報公開の話が入ってきて、基本的に原則公開だから参加をいただいていいのではないかという
話があったのですが、そこには異論があって、本来ワーキングは、この場に来ていただいて参
加をいただくというのが基本だと思うのです。それを超えて参加をいただく場合、ある意味、
特別な形で、例えばテレビ会議という形で参加をいただいているということなので、もしそれ
を本当に公開するのであれば、どこでテレビ会議が行われるかという情報も公開しないといけ
ないと思うのです。ですから、ある意味、特例として設けている形になってしまうので、私は
少し別の形で議論しないといけないのかなと思うのです。

ですから、きょうの議論ではそれは切り離しておきたいと思うのですが、少なくとも実施機
関が説明の形で参加されるのは、補完する形としてはいいのではないかと思います。ただ、
それが前面に出てきて、主として説明するのが実施機関というのは、これは皆さんの共通理解
としておかしいということだと思いますので、そこは確認させていただきたいと思います。

いかがでしょうか。ほかにご意見は。石田委員。

○石田委員 すみません、この議題については全く自信がなかったので黙っていたのですが、
実施者というのは、例えば開発調査であれば、調査団のこと、調査メンバーの人たちのことを

指しておられますか。

○村山委員長　今は環境レビューの段階なので、実施機関というのは、相手国の実施機関です。

○石田委員　相手国の。では日本側のコンサルタントではないということですね。わかりました。ありがとうございました。

○村山委員長　よろしいでしょうか。福田委員。

○福田委員　私のよくない思い出というのは、昔の審査会で、結局いろいろなレポートが出てくると、その内容について質問すると、答えるのはほとんどコンサルタントの方で、要するに J I C A のレポートとして最終的に出るものなのに、J I C A の職員の主体性はどこにあるのだろうということは、開発調査であれ、前から思っていたことなのです。そういうことで、私の問題意識としてはそういうところにあるということをご理解いただければ、原則として審査段階の質問に対しては J I C A が回答するのだ、ただ必要に応じて座長の判断で実施機関に説明を求めることはあり得るという範囲であれば、ルールとしてはそういう形で構わないかなと思うのです。ただ、私の問題意識としては審査段階における J I C A の主体性ということにあるということだけこの場で共有していただければ、それで結構です。

○村山委員長　私も、以前の審査会の前半のころの感触は、福田委員と同感なのです。ただ、今は基本的に J I C A の方がご説明されているので、そこは大分変わっていると思うのです。そこは確認しておきたいと思いますが。

○岡崎部長　私たちの立場からすれば、この新しいガイドラインができて、J I C A というのは一応バイでは世界最大のドナーで新しいガイドラインを導入したと、その最大の特徴のひとつが、環境レビューでも助言委員会の助言を受けるというところにあります。これは、私や私の部下が国際会議などに出かけていっても、そこを説明するわけです。ところが、J I C A 内では大分負荷がかかって大変だということももちろんあるのです。でも、その評判は何も J I C A の中では日本の国内だけではなくて、J I C A の新しいガイドラインにそういう第三者のチェックが入るというメカニズムを持っているということは、かなり世界的に理解されてきています。それを一番理解してもらわなくてはいけないのが相手国あるいは相手国の実施機関です。私は前回の場にいませんでしたが、少なくともガイドラインの説明を受けたスリランカ政府なりスリランカの実施機関が実際にこの環境レビューの段階に入ってきて、助言委員会というのはどういう雰囲気で行われていて、どんなことが議論されているかというのは、現地でサマライズされてわかるわけです。そうすると、日本の専門家の先生方の関心はこういうところにあるんだとか、これはこういうところをきちんと準備しないと J I C A の将来の支援が得ら

れないといったことがその雰囲気で行われるというのは、ガイドラインの文書の解説だけでなく、実際に行われていることが途上国の側にライブで伝わるというのは、全部こういうことをやったら大変ですが、そのことのメリットは我々、特に審査部としては感じる部分はあります。

○村山委員長 それでは、よろしいですか。武貞委員、どうぞ。

○武貞委員 今までの議論で、私も村山委員長や福田委員の意見に基本的に賛成です。特に JICA とこの助言委員会との間の環境レビューにおける緊張関係といった話が福田委員からもありましたし、そういう緊張関係ももちろんあると思いますし、実は JICA、JICA と言っているわけですが、私自身は JICA の中で当然、審査部と事業を推進している部の間にも同じような緊張関係が本来あるべきだと思っていますので、JICA と助言委員会の緊張関係という、一つのチェックというか、制約は、我々から見て、身を律するべきところというのがあると思いますし、同時に JICA の内部でも同じような関係というのがあると思いますので、そこも踏まえた上で、個別に実施機関の方の例えば補完的な説明への参加といったことは考えていく必要があるのではないかと感じています。それだけ一つ付言しておきます。

○村山委員長 はい。

○石田委員 手短かに申し上げます。私たちのタスクは、議論してくださいと与えられたことに對して、できる限り有効かつ効果的かつ精度の高い情報をもとに、いろいろ判断するというか、助言していくことだと思うんです。その枠組みを大きくとらえた場合には、時折、例えば今回のスリランカの件についても、調査団が実際に行かれて日々汗を流して現地でやっている人に聞かないとわからないことはどうしてもあるんです。彼らも JICA 側に説明をなさるときには、その中でエクストラクトとして説明しているわけで、どうしても私たちが聞きたい情報が漏れているかもしれない。だから、ちょっと今のお話からはずれますが、JICA 側から今回の審査会になってからはかなりよく全面的に説明をなさっていると思うので、そうすると、知りたいと思っている情報が抜けているところがよりはっきりわかってくるようになったんです。その場合には、例えば将来的に私たちとコンサルタントの直接の接触を許していただくとかということも一つ考えていただきたい。これは新たな提案です。というのは、コンサルタントが JICA さんのそばにいて、クライアントとスポンサーの関係であれば、言えることはどうしても限られますよね。僕は時々アプローチするのですが、明らかに嫌がっている人もいますから、無理なんです、この場ですべてやろうというのは。それは別に設けてほしいのが一つ。

それからもう一つは、それでもどうしてもわからないとか、非常に長引きそうだとか、大き

な影響を及ぼすような案件については、この中からだれかが現地に行くべきだと僕は思います。前の審査会でも提案しましたがけれども、予算の関係とかで無理だったのですが、目で見るのは非常にすばらしい。百聞は一見にしかずで、もしどうしても必要だと思われれば、だれかが調査団に加わって行くとか、単独で派遣していただくとかというルートを少し考えていただければ、より精度が増して、信頼性が増すような形になるんじゃないでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

○岡崎部長 すみません、誤解があるといけないので申し上げますけれども、今、調査団というのは、協力準備調査の段階ではJICAが公募してコンサルタントに調査をしていただきますが、円借款本体まで来まして、環境レビューをやる場合には、基本的にこれは全部JICAの職員がやります。その中で、本当にJICAの職員に知見がない、技術的なことでコンサルタントを連れていく場合がありますが、そこまで来ていけば、最後には本当に円借款で何に対して幾ら出すか、そのいろいろな前提条件をどう契約に落とししていくかという交渉は、基本的にはほとんどJICAの職員がやる作業になりますので、その点だけ申し上げます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。ほかになれば、このあたりで閉めたいと思いますが、よろしいですか。はい、どうぞ。

○岡崎部長 すみません、議題で出さなかったのですが、前回の委員全体会合でご質問があって、私もお回答したのですが、助言の取り扱いがこの後どうなるかということについてご質問をいただきました。要するに、こういう場で議論して、助言を出して、それが一体JICAの中でどうなるんだということです。それに対して私から、それは当然JICA側に説明責任があります、それから、事業としてJICAあるいは日本政府がコミットしたかどうかということは、プレスリリースとかいろいろなことを通じて情報公開されます。さらに言うと、モニタリングの段階では、モニタリングの結果についてもお報告するというので、常に助言委員会とJICAとの間でキャッチボールをしながら情報公開をしていきますということを申し上げました、今、JICAの中で、前回の委員会でのご質問を受けて一つ検討していることがございます。それは、助言をいただいた後、その助言の内容を我々の意思決定機関である理事会にはどう報告するのか。それから、理事会で報告した後に日本政府への説明というのがありますので、日本政府にどう説明するのか。その後、円借款であれば、両国政府間で交換公文が結ばれて、これは官報にも出る。それから、JICAと相手国政府ないしは実施機関との間で貸付契約書が結ばれると、プレスリリースがなされる。そのことで事実としてJICAの意思決定

は世の中に出るわけですが、それだけでは十分ではないだろうと。すなわち、助言委員会からいただいた助言に対して J I C A でどういう意思決定をしたのか、どういう検討をしたのかということは、その段階で助言委員会に対してご説明したほうが良いだろうということを検討しています。

といいますのは、円借款の場合は、E N を交換して L A を結んでから入札、そして事業が立ち上がるまでかなりの年月がたってしまいますので、そこで事業がどうなっているかはモニタリングの結果としてご報告しますというのでは、説明責任としては十分ではないだろうということで、まず助言委員会の助言をどうボードに伝え、日本政府に伝えるかということが 1 点。それからもう一つは、その意思決定を行い、日本政府、J I C A として意思決定をした直後に、どういう検討を経て助言を取り扱ったのかということも速やかにご説明したほうが良いだろう、そこでいろいろ、前回委員長からもお話がございましたけれども、100% その助言にこたえたということになるかどうかはちょっと自信はございませんけれども、あるいは委員の中には自分としては絶対に譲れない助言が結果的には生かされなかったということもあるかもしれませんし、そこで紛糾するようなことは余り想像したくないんですが、しかしモニタリングの段階で皆さんにご報告をし、理解していただくということでは余りにも時間がかかりますので、意思決定をし、合意文書の交換を経た至近の助言委員会の全体会合の場でご報告をするような方向で検討しています。前回ご質問いただいたことを J I C A の中で受けとめているということです。また具体的には、今後、環境レビューの助言をいただいている案件がございますので、その結果のご報告をもって J I C A 側の対応をご理解いただくような形になると思います。

○村山委員長 どうぞ。

○二宮委員 ありがとうございます。私もそれに関して一つ質問を前回差し上げたと思いますので、そういう検討を内部でしていただいているというのは大変ありがたいと思います。フィードバックして説明してもらおうという、そのやりとりをすることで、誤謬というか、齟齬をなくしていくというのは非常に重要で、プロセスの要諦だと思いますので。そのときに 100% の回答をしないと許してもらえないとか、100% に見えるようにうまくごまかすといったことではなく、「ここはできませんでした。なぜできなかったか」ときちんと説明していただいて、次に同じようなことが起こったときにはできるようにするにはどうしたらいいかということを考えていくというのがこの助言委員会という場の重要なところかなと思います。ただ、個人的にご専門があつて、ここは絶対譲れないというのはあると思います。そこは議論する必要がありますけれども、そういう考え方ですすめるのであれば、非常に希望が持てると

いう感じはしました。

以上です。

○村山委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○田中副委員長 これはちょっと大事な案件ですので、第1点目のスリランカのことで……。

○村山委員長 別の話ですね。

○田中副委員長 ええ、別の話ですが、大丈夫でしょうか。

○村山委員長 今の件はよろしいですか。

では、どうぞ。

○田中副委員長 恐らくこれは、次の12月の助言委員会まで1カ月先に延びるということですので、ちょっと確認しておいたほうがいいかなと思いました。きょうお配りいただいたこの助言案ですが、座長のほうからご説明いただいた第1のところでございます。本案件のガイドラインの適合性ということで、これについてはちょっと確認事項を3点申し上げたいと思います。

実は、これは満田さんから別紙でペーパーが出ていて、恐らくそのペーパーの趣旨は、ガイドラインの別紙1に抵触しているということと、その上でアプレイザルを行うべきでないという見解で、2段階の見解があるわけです。したがって、これについては、助言委員会でJICAは見解を明らかにするといったときに、このペーパーはどちらを求めているのか。つまり、ガイドラインに抵触するということに対する見解を求めているのか、そうではなくて、アプレイザルを行うべきでないということについてJICAはどう考えますかというものか。この趣旨はちょっと確認しておいたほうがいいのではないかと思います。したがって、これにかんがみということで、JICAは、本案件に関する意思決定に先立ち、助言委員会の全体会合において、この適合性についての見解を明らかにする。こうしたときに、意思決定に先立ちという文章の意味は、どの時点を指しているのかということ、本案件に関する意思決定とは何ですかということを確認したいと思います。これはどなたにお尋ねしたらいいかわかりませんが、多分原案者と、それから……。

○村山委員長 前半は満田委員、後半は福田委員でしょうか。あるいはそうでなくてもいいですけれども。

○満田委員 求めているのは、ガイドラインの適合性についてのJICAの見解を明らかにしていただきたいということです。

○田中副委員長 そうすると、アプレイザルを行うべきでないというのは、助言委員会としてそういう見解をまとめるべきということでよろしいのですか。

○満田委員 はい。

○原嶋委員 いろいろな議論が出てこういう文章になっているんですけれども、私の理解では、これは2点を含んだ文章であります。一つは、この事業が別紙云々という文章に該当するかどうか。もう一つの論点は、仮に、別紙のガイドラインで禁止されている事業であった場合に、それがアプレイザルという段階に移行したときに、アプレイザルにおいてはそういったものをどう扱うのかということがはっきりしていない。そういう2つの論点を含んでこういう文章になっているということです。これはちょっと私からも事務局にお聞きしたいのですけれども、仮に一般論として、ガイドラインにやってはいけないということを書いたときに、それがアプレイザル段階に行ったときに、JICAさんはアプレイザルをどうするんですかと聞いたら、今のところちょっとはっきりされていないようなことでした。その2つの論点を含んでこういう表現になっていると私は理解しています。

○満田委員 ここであえてアプレイザルを行うべきではないといったことを書かせていただいているのは、アプレイザルによって確認できることと、アプレイザルにいく前に既にある程度明らかであるということがあると思っております、一般的に言えば、アプレイザルによって通常、不明点は確認し、その後の検討によって意思決定前の環境レビューを続けていって、JICAとしての意思決定をされる。さらにそれを日本政府に報告され、最終的には日本政府が決定し、ENが締結され、LAが締結されるというフローなのだと思うのですが、この件に関しては、私どもが提起させていただいているのは3,000ヘクタールの水没というもののガイドラインの適合性でありまして、もはやアプレイザルで確認するような問題ではないのではないのかという趣旨でこのようなことを書かせていただいているということです。

○福田委員 そうぎりぎり詰められると厳しいものがあるのですが、アプレイザルをどのような場合にやるか、あるいはやらないかということについては、ガイドライン上は何の規定もないんです。もっと言えば、アプレイザルというのもガイドラインには出てこないのです。環境レビューというものがあるだけで、今私たちは何となくイメージで、要するにアプレイザルというのはアプレイザルミッションへ派遣することという前提で何となく語っていますが、実際問題として、アプレイザルという表現はガイドライン上の表現ではないので、恐らくアプレイザルを行うべきでないというのはあくまで見解として表明されたという部分にしかかからないのだろうと思っています。

2番目のご質問の意思決定とは何かということについては、それはもうガイドライン上明確で、融資契約を締結する旨のJICAの意思決定というのがガイドラインにおける意思決定の

使い方なので、その前にということであります。アプレイザルを行う前にということではないと思います。

○田中副委員長 今の点で、助言委員会の全体会合においてその適合性を明らかにするというのは、端的に言えば、12月の委員会でも構わないということを含意されているのですかということなのです。

○福田委員 これは私の理解で、ちょっと異論があるかもしれませんが。私の理解は、ガイドラインの適合性というのは、要するに融資契約を結ぶという意思決定の段階が最終的な判断段階であるということに少なくともガイドライン上のたてつけはなっておりますので、そういう意味でその前に申し上げたということなので、12月5日に報告がなされるかどうかというのはまたここに書いてあることとは別な問題かなと、恐らくそういう読み方が素直な読み方なんだろうなと思いますが。

○松下委員 ワーキンググループとしては現在こういう案をつくっておりますが、もちろん全体会合でJICAからこの適合性について見解が明らかになった段階で、また助言委員会としてどういうことを考えるかということは次の判断ですので、そういった意味ではできるだけ早く、例えば12月6日に見解が出されると、助言委員会としても次のステップが考えられるということだと思います。

○岡崎部長 一般論でのご説明になりますけれども、アプレイザルにいく、いかないというのは、これは別にガイドラインに反する、反さないという話ではないのです。アプレイザルという言葉は確かにないのですが、アプレイザルは何も環境レビューだけではなくて、地域部、課題部を中心にコスト積算とか、それから契約上の前提条件のツメとか、いろいろなことをやりますが、その中の一つに環境レビューがあります。ガイドラインは環境レビューにだけ規定しているわけですが、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しないと書いてあります。今回は、ワーキンググループで満田委員から、そもそもこれまでの情報収集を通じて、もしこのまま事業を進めてJICAが意思決定を行えば、それは当然ガイドライン違反になるのではないかとということが環境レビュー前の段階で懸念として示されていますので、これ以上進める前にJICAとしての見解を示せということを言われています。これは我々にとっては大変重いご懸念であり、ご提案でございますので、審査部だけで本当にJICAとしての考えを示せるかどうかという時間的な余裕もございませんでしたから、きょう

には間に合いませんでしたけれども、これはJICAとしての考え方を取りまとめて、考えを示したいと思います。それから、繰り返しになりますけれども、その関係で助言を取りまとめでいただいていない段階では、アプレイザルの作業も進めないということでございます。

○村山委員長 先ほど松下主査からお話があったように、まだ案の段階ですので、今後の議論によって話は変わってくると思いますから、できるだけ委員全体に情報が伝わるような形で、情報交換をお願いできればと思います。それでは、よろしいでしょうか。

では、あとは全体会合を含めたスケジュールの確認をいただきたいと思います。

○河添課長 今決まっているスケジュールは、第7回12月6日2時半から本部のほうの会議室です。11月15日はキャンセルということでお願いいたします。あと、ワーキンググループはインドネシアのインドラマユ、これが来週の月曜日2時半から本部です。あとウガンダの水力開発マスタープラン、これの報告をさせていただくというものが12月24日金曜日です。前回、ワーキンググループの委員は決めていただいたかと存じております。その一方で、きょうお話ししました12月27日月曜日、これはダッカの都市交通で、ドラフトファイナルレポートの報告ですので、委員は前回出席していただいた委員の中からぜひお願いしたいと思います。

あと、別にワーキンググループのスケジュール調整表というものを送りました。前回、曜日ごとに分けてみたらどうだろうか、そのほうが委員の皆様のご都合が合うのではないかとということで、こちらのほうで取りまとめたのがこの紙です。まだご回答いただいていない方が3名いらっしゃいますが、状況としてはこのような感じで、黄色のところが皆様のご都合がよろしいところということです。

あとは、12月までスケジュールは決まっていますので、それはそれとして、1月・2月・3月のスケジュールは、私のほうから暫定的に日にちを決めて、その上で皆様にご提案申し上げます。12月6日の全体会合では1月・2月・3月の日程を確定したいと思いますので、こちらのほうから打ち出しますので、ご検討をお願いしたいと思います。基本的には月・水・金で、例えば第2週・第3週に設置してみて、そこで先生方の都合を伺い、適切な日を選んでいこうという形にしたいと思います。

この件はよろしいでしょうか。

○村山委員長 よろしいですね。

○河添課長 あと、すみません、インドラマユの環境レビューの案件は、もう一度先生方に伺いたいのは、ご参加いただける委員を念のため確認させていただきたいのですけれども、月曜日です。

○村山委員長 この場で

○河添課長 ええ、この場で、念のため、確認させていただきますか。

○村山委員長 来週月曜日にご参加いただける委員の方は。

○河添課長 原嶋先生ですね。はい、わかりました。原嶋先生と、松下先生と、石田先生と、あと山本先生。

○村山委員長 私も参加させていただきます。

○河添課長 あと、村山先生。すみません。

○村山委員長 ご欠席の委員の中でもいらっしゃるかもしれないので、それは確認いただけますか。

では、よろしいでしょうか。なければ、きょうはこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後 5時51分閉会